

○佐久市立天来記念館条例

平成17年4月1日条例第214号

改正

平成24年3月28日条例第2号

佐久市立天来記念館条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)の規定に基づき、比田井天来の遺業を顕彰し、後世に伝えていくとともに、諸作家の作品等を展示し、書道の発展向上に資するため、天来記念館(以下「記念館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久市立天来記念館	佐久市望月305番地2

(開館時間)

第3条 記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、特に必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「国民の休日」という。)に当たる場合は、除く。)
- (2) 国民の休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は国民の休日に当たる場合は、除く。)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 教育委員会は、前項に規定するもののほか、特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(事業)

第5条 記念館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 記念館の入館者の管理及び施設の管理運営に関する事。
- (2) 比田井天来及び諸作家の作品及び資料の収集、保管、展示、啓発等に関する事。
- (3) 比田井天来等の調査及び研究に関する事。
- (4) 書に関する講習会及び講演会に関する事。
- (5) 佐久市立天来記念館協議会(以下「協議会」という。)に関する事。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するため必要な事業に関する事。

(観覧料の納付)

第6条 記念館に展示されている美術品等を観覧しようとする者は、別表に定める観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の還付)

第7条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(観覧料の減額又は免除)

第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者の入館を拒み、若しくは退館を命じ、又はその後の利用を制限することができる。

(賠償責任)

第10条 観覧者は、故意又は過失により施設、設備、展示品等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、市長の命ずるところによりこれを原状に復し、又は損害額を賠償しなければならない。

(職員)

第11条 記念館に館長、学芸員、事務職員その他必要な職員を置く。

(協議会)

第12条 記念館に、天来記念館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 委員の定数は、10人以内とし、その任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の望月町天来記念館の設置及び管理に関する条例（昭和50年望月町条例第15号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月28日条例第2号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

(佐久市立天来記念館条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に第7条の規定による改正前の佐久市立天来記念館条例第12条の規定により委嘱された天来記念館協議会の委員は、第7条の規定による改正後の佐久市立天来記念館条例第12条第2項の規定により任命された天来記念館協議会の委員とみなす。

別表（第6条関係）

区分	個人		団体（20人以上）	
	単独	歴史民俗資料館と共に通	単独	歴史民俗資料館と共に通
常設の展示を行っている場合	一般	300円	500円	250円
	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに類する施設の学生又は生徒	250円	400円	200円
特別の企画による展示を行っている場合	小学校、中学校の児童又は生徒	150円	250円	120円
	一般	その都度定める額		その都度定める額
	高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに類する施設の学生又は生徒			
	小学校、中学校の児童又は生徒			